

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の規定（法第104条の2の3第1項及び第2項の規定を除く。）に基づき、公安委員会が自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）の取消し若しくは免許の効力の停止、免許の拒否若しくは免許の保留又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）に係る自動車等の運転を禁止する処分（以下「行政処分」という。）を行う場合及び免許の効力の停止若しくは免許の保留又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止（以下「免許の停止等」という。）を受けた者の申出により講習を行う場合における事務の取扱手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「処分対象者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- （1） 運転免許試験に合格した者が令第33条に定める基準において免許を拒否し、又は保留することとされている者
 - （2） 運転免許試験に合格した者が令第33条の2第1項及び第2項に定める基準において免許を拒否し、又は保留することとされている者
 - （3） 運転免許試験に合格した者が令第33条の2の2に定める基準において仮免許を拒否し、又は保留することとされている者
 - （4） 仮免許の運転免許試験に合格した者が令第33条の5の2に定める基準において仮免許を拒否することとされている者
 - （5） 免許を与えた後において当該免許を受けた者が令第33条の3に定める基準において免許を取消し、又は免許の効力を停止することとされている者
 - （6） 免許を受けた者が令第38条第1項から第4項までに定める基準において免許を取り消し、又は免許の効力を停止することとされている者
 - （7） 免許を受けた者が令第38条第5項に定める基準において免許を取り消し、又は免許の効力を停止することとされている者
 - （8） 免許を受けた者が法第103条第2項各号のいずれかに該当することとなった者
 - （9） 免許を受けた者が法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項のいずれかに該当することとなった者
 - （10） 免許を受けた者が令第39条の2第2項に定める基準において免許を取り消し、又は効力を停止することとされている者
 - （11） 仮免許を受けた者が令第39条の3に定める基準において仮免許を取り消すこととされている者
 - （12） 国際運転免許証等を所持する者が令第40条に定める基準において自動車等の運転を禁止することとされている者
- 2 この規程において「処分対象事案」とは、次の各号に掲げる事案をいう。
- （1） 自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で令別表第2に該当する事案
 - （2） 法第90条第1項第1号から第3号まで又は第103条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事案
 - （3） 法第90条第1項第5号若しくは第6号又は第103条第1項第6号若しくは第7号に該当し、かつ、令別表第4に該当する事案
 - （4） 法第90条第1項第7号に該当する事案
 - （5） 法第90条第2項第5号又は第103条第2項第5号に該当する事案
 - （6） 法第90条第13項に該当する事案
 - （7） 法第103条第1項第8号に該当する事案
 - （8） 法第104条の2の2第1項に該当する事案
 - （9） 法第104条の2の2第2項又は第4項に該当する事案

- (10) 法第104条の2の3第3項又は第5項（同項において準用する法第103条第4項に係る部分に限る。）に該当する事案
- (11) 令第39条の3に該当する事案
- (12) 令第40条に該当する事案

第3条 削除

第2章 処分対象事案の報告等

（迅速的確な登録）

第4条 行政処分の迅速、適正を図るため、警察庁情報処理センターに対する処分対象事案及び行政処分の登録は、迅速かつ的確に行わなければならない。

- 2 警察署長、駐車管理課長、交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、方面機動警ら隊長又は鉄道警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、第2条第2項第1号、第3号、第5号、第7号及び第11号に掲げる処分対象事案を取り扱ったときは、速やかに事実認定上必要な資料を運転免許課長に送付しなければならない。この場合において、同項第11号に掲げる事案であるときは、弁明を録取した調書を作成し添付しなければならない。
- 3 運転免許課長は、前項の規定により処分対象事案の資料の送付を受けたときは、事実審査を行うものとする。この場合において、当該処分対象事案が第2条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するものであるときは、速やかに警察庁情報処理センターに当該処分対象事案の登録をしなければならない。

（処分対象者の報告等）

第5条 運転免許課長は、警察庁情報処理センターから点数通報を受けたときは、処分等対象者通報書（別記様式第1号）を作成しなければならない。

- 2 運転免許課長は、第2条第2項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる処分対象事案を認知したとき並びに前条第2項の規定により第2条第2項第1号、第3号、第5号及び第7号に掲げる処分対象事案の資料等の送付を受けたときは、当該処分対象事案について処分量定を行った上、処分等対象者通報書又は行政処分上申書（別記様式第2号）により交通部長に報告するものとする。この場合、免許の拒否若しくは保留又は免許を与えた後において免許の取消し若しくは効力の停止を必要とするものについては、別に定める弁明調書を作成し、添付しなければならない。
- 3 運転免許課長は、第2条第1項第2号、第5号、第7号及び第12号に掲げる処分対象者のうち、法第102条の2に規定する講習を受けないで同条の期間を経過したことにより処分対象者となった者で令第37条の8第3項で定めるやむを得ない理由がある者については、違反者講習を受講させるものとする。
- 4 交通部長は、第2項の規定による報告を受けた処分対象事案のうち免許の取消し、若しくは拒否、90日以上免許の効力の停止若しくは免許の保留又は61日以上国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止を必要と認めるときは、警察本部長に報告するものとする。
- 5 警察本部長は、前項の報告を受けた処分対象事案のうち免許の取消し若しくは拒否又は90日を超える国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止を必要と認めるときは、公安委員会に報告するものとする。

（処分対象事案の移送）

第6条 運転免許課長は、処分対象者が他の都道府県公安委員会の管轄区域に住所地を有する場合は、関係書類を添えて、処分対象事案を当該処分対象者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に移送するものとする。

第3章 行政処分の執行

（処分執行担当者）

第7条 運転免許課長は、行政処分（次項第1号に規定する行政処分を除く。）の決定があったとき、又は第2条第2項第8号に掲げる事案について行政処分を決定したときは、原則として被処分者の出頭を求めて当該処分の執行に当たるものとする。

- 2 警察本部長は、次の各号に掲げる行政処分については、当該各号に定める者に当該処分の執行をさせるものとする。

(1) 令第39条の3第1項第2号から第4号までに係る仮運転免許の取消処分 当該事案を取り扱った警察署長等

(2) 正当な理由がなく前項の規定による出頭の求めに応じない被処分者の行政処分 その者の住所
地又は居所等を管轄する警察署長

3 警察本部長は、所在が不明であることその他の理由により行政処分に係る処分書（以下「処分書」という。）の交付を受けていない被処分者について、警察官がその所在を知った場合は、前2項の規定にかかわらず、当該警察官が所属する所属の長に当該処分の執行をさせることができる。

（処分執行の方法）

第8条 行政処分の執行は、次の各号により行うものとする。

(1) 免許の取消しの場合には、その処分に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第30条の4に定める運転免許取消処分書を交付し、当該行政処分に係る運転免許証（以下「免許証」という。）を返納させる。ただし、仮運転免許の取消しの場合には、規則第31条の4に定める仮運転免許取消し処分通知書を交付し、当該仮運転免許証を返納させる。

(2) 免許の効力の停止の場合には、その処分に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上で、規則第30条の4に定める運転免許停止処分書を交付し、当該免許証を提出させる。

(3) 国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止の場合には、その処分に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、規則第37条の5の2第1項に定める自動車等の運転禁止処分書を交付し、当該免許証を提出させる。

(4) 免許の拒否の場合には、その処分に係る者に対し、規則第18条の3に定める運転免許拒否処分通知書を交付する。ただし、仮運転免許の拒否の場合には、仮運転免許拒否処分通知書（別記様式第3号）を交付する。

(5) 免許の保留の場合には、その処分に係る者に対し、規則第18条の3に定める運転免許保留処分通知書を交付する。

（処分執行後の処理）

第9条 運転免許課長は、行政処分を執行したときは、次の各号の処理をしなければならない。

(1) 免許の取消しの場合には、当該免許証の備考欄に「（ ）取消執行 年 月 日」と記載すること。この場合において、第2条第2項第8号又は第9号に掲げる事案で免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合は、当該他の種類の免許に係る免許証を作成し、交付すること。

(2) 免許の効力の停止の場合には、免許証を当該停止の期間中保管し、原則として期間満了の日の翌日から返還を受ける者の請求により返還すること。ただし、期間満了の日の翌日が府の休日（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日という。以下同じ。）に当たるときは、当該府の休日の前日に、法第108条の2第1項第3号に規定する講習（以下「講習」という。）を受講した場合で、当該講習を受けた日が満了の日となるときは、当該満了の日に返還すること。

(3) 前号の規定により満了の日以前に返還する場合にあっては、免許証の備考欄に当該満了の日を「年 月 日 済」と記載すること。

(4) 免許の保留の場合には、期間満了の日の翌日（その日が府の休日に当たる場合は、その翌日）から交付を受ける者の請求により交付すること。

（処分執行の依頼）

第10条 運転免許課長は、免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止を決定した後において、被処分者が他の都道府県公安委員会の管轄区域に住所を変更し、又は居住していることが判明したときは、被処分者の住所地公安委員会に行政処分を決定した旨を通知するものとする。

2 前項の場合においては、被処分者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に行政処分の執行を依頼するものとする。

3 運転免許課長は、前項の規定により執行を依頼した被処分者の居所を管轄する公安委員会から行政処分を執行した旨の通知を受けたときは、当該被処分者の住所地公安委員会に行政処分を執行した旨を通知するものとする。

（処分執行の依頼を受けた場合の措置等）

第10条の2 他の都道府県公安委員会から執行の依頼を受けた行政処分の執行は、第8条の規定を準

用する。

- 2 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から執行の依頼を受けた行政処分を執行したときは、被処分者から返納（提出）された免許証及び処分書の写しを添付して当該公安委員会にその旨を通知するものとする。ただし、処分期間の短縮により免許証の返還を行う可能性がある場合には、当該公安委員会と協議の上、免許証を添付しないことができる。

（出頭命令に係る免許証の保管）

第10条の3 法第104条の3第4項後段（法第107条の5第11項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送付を受けた免許証は、行政処分の執行までの間、運転免許課長が保管するものとする。

第4章 講習の実施等

（講習の実施者）

第11条 講習は、安全運転学校長が行う。

（講習の区分等）

第12条 講習は、免許の停止等の期間が40日未満の者に対する講習（以下「短期講習」という。）、40日以上90日未満の者に対する講習（以下「中期講習」という。）及び90日以上の方に対する講習（以下「長期講習」という。）に区分して行うものとする。

- 2 前項の講習について、その内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で考査を実施する。この場合において、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、第15条の定めるところにより処分期間の短縮を行う。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

- 3 前項に規定する改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次に例示する具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘した場合には、不良と判断するものとする。

- (1) 他の受講者に迷惑となる行為
- (2) 故意に講習の進行を妨げる行為
- (3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

（講習の事項、方法及び時間）

第13条 講習の事項、方法及び時間は、規則第38条第3項の定めるところによる。

（講習の実施要領）

第14条 講習は、安全運転学校において行う。

- 2 講習を行ったときは、その結果を講習結果票（別記様式第4号）に記録するものとする。

（処分期間の短縮基準）

第15条 講習を終了した者に対して、その者の免許の停止等の期間を短縮するときは、別表の免許の停止等の期間短縮基準によるものとする。

第5章 補則

（処分を受けている者の実態調査）

第16条 警察本部長は、行政処分を受けている者の実態を調査する必要があると認めるときは、その処分を受けた者の住所地又は勤務先を管轄する警察署長に調査させるものとする。

（行政処分処理簿の備付け）

第17条 運転免許課長は、行政処分処理簿（別記様式第5号）及び再試験に係る行政処分処理票（別記様式第6号）を備え付け、行政処分の執行、処理等の経過を記録するものとする。

（細則）

第18条 この規程の施行に関し、必要な事項は、警察本部長が定める。

○運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和44年9月26日公安委員会規程第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和44年10月1日から施行する。
（事務専決規程の一部改正）
- 2 大阪府公安委員会事務専決規程（昭和36年大阪府公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

○運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和44年9月26日公安委員会規程第3号）

附 則（昭和44年10月31日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年8月18日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和45年9月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年5月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和47年4月14日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月27日公安委員会規程第5号）

この規程は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月24日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月1日公安委員会規程第5号）

この規程は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月18日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年8月26日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この規程の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和58年9月30日公安委員会規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月6日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年6月2日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成元年6月4日から施行する。

附 則（平成2年2月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成2年3月1日から施行する。

附 則（平成2年8月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 2 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 20 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 6 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程の様式により作成した用紙は、第 2 条の規定による改正後の運転免許の行政処分事務取扱規程の様式により作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 25 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 30 日公安委員会規程第 4 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定により作成した出頭命令書・免許証保管証は、改正後の運転免許の行政処分事務取扱規程の規定により作成した出頭命令書・免許証保管証とみなす。

3 旧規程の規定により作成した用紙で残存するものは、この規程の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年3月30日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成31年3月15日公安委員会規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程の規定により行った出頭命令又は免許証の保管については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

免許停止等の期間短縮基準

処分の区分	審査成績別短縮日数		優	良	可
	講習区分	処分日数			
免許の効力の停止 自動車等の運転禁止	短期講習	30	29	25	20
	中期講習	60	30	27	24
	長期講習	90	45	40	35
		120	60	50	40
		150	70	60	50
		180	80	70	60
免許の保留、 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当たる日数	処分日数の70%に当たる日数
	中期講習	40～89	処分日数の50%に当たる日数	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数
	長期講習	90～180	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数	処分日数の35%に当たる日数

- 注：1 審査成績は、優は85%以上の成績、良は70%以上85%未満の成績、可は50%以上70%未満の成績をいう。
- 2 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の審査成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、審査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。
- 3 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

別記様式第1号 (第5条関係)

No. 処分等対象者通報書																								
インデックス データ		資料		警察署		番号		年	月	日	氏名			氏名			1	2	公安委員会 委員長 委員 本部長 交通部長 課長 審査責任者 点検					
A	通報種別		交付年月日		公安委員会		免許証番号		照会番号		免許種別		有効年	本国籍	条件									
B	通報種別		交付・処分等 年月日		公安委員会		氏名			照会・手配 番号		交付・手配 年月日		免許証番号等										
C	通報種別		発生年月日時		違反名・事案名			事故名			事件番号		違反車両		住所	本国籍	公安委員会	手配・処分 番号年月日時		手配・処分 年月日時		処分		備考
			年	月	日	時	違反名	事案名	傷死	程度	責任	点数	府県 警察署	番号										
									傷	死	軽	重	軽	重										
ロット () 解続 ()			処分	過去3年以内の 停止等の回数			回	累積点数			点	処分量定	軽減日数	処 分 決 定			受付番号							
												日	日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 拒否	欠格期間 年	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 保留	日	<input type="checkbox"/> 禁止						

番 号

行 政 処 分 上 申 書

上 申 事 由			
処 分 対 象 者	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 生	
処 分 理 由			
処 分 量 定			
処 分 意 見			
意 見 の 聴 取 等	主 宰 者		
	要 旨	処 分 対 象 者	
		補 佐 人 等	
処 分	決 定 日	年 月 日	
	内 容		
備 考			

仮運転免許拒否処分通知書

下記の理由により、 年 月 日付けであなたから申請のあった仮運転免許を与えないこととしたので通知します。

年 月 日

大阪府警察本部長 印

住 所	
氏 名	
申請に係る 免許の種類	仮運転免許
理 由	

（教示事項）

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(その1)

講 習 結 果 票			
氏 名			
① 登 録 種 別		5	処 分 + 短 縮
		6	短 縮
② 受 付 番 号			
③ 免 許 証 番 号			
④ 処 分 執 行 日 時			
⑤ 処 分 種 別		3	停 止
		6	仮 停 止 後 停 止
⑥ 停 止 期 間	日		
⑦ 短 縮 日 数	日		
講 習 結 果	優 ・ 良 ・ 可		

注： 本票は、点数制度による行政処分（保留を除く。）について使用する。

（その2）

講 習 結 果 票			
氏 名		停 止 期 間	日 間
生 年 月 日	年 月 日	短 縮 日 数	日 間
整 理 番 号		講 習 結 果	
免 許 証 番 号		講 習 実 施 日	月 日
処 分 執 行 日		処 分 解 除 日	月 日

別記様式第5号（第17条関係）

（その1）

サイン	受付番号	免許証番号		事件番号			違反等		氏名	有効年	処分				備考
	年一整理番号	免許証番号	再	府県	警察署	事件番号	発生年月日	事案種別			年月日時	期間	短	猶	

注：この行政処分処理簿は、点数制度による行政処分（拒否及び保留を除く。）について使用する。

別記様式第5号（第17条関係）

（その2）

受付 年月日	処 理 番 号	免許証 番 号	事 件 番 号			違 反 等		氏 名 年 齢	量起 算 定日 分期	執 行 日 残 日 数
			府 県	警 察 署	事 件 番 号	発 年 月 日	事 案			
月 日						年 月 日		歳	月 日 月 日	月 日 日
月 日						年 月 日		歳	月 日 月 日	月 日 日
~~~~~										
月 日						年 月 日		歳	月 日 月 日	月 日 日

注： この行政処分処理簿は、事後停止・事後取消に係る行政処分について使用する。



別記様式第5号（第17条関係）

（その3）

番号	氏名 (生年月日)	免許 の 種類	弁明日	違反年月日	処 分 理 由	欠格期間	起案日	決定日	執行日	執行方法		備考
										本人	郵送	
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											

注：この行政処分処理簿は、拒否及び保留に係る行政処分について使用する。

別記様式第5号（第17条関係）

（その4）

受付年月日	処 理 番 号	免許証 番 号	事 件 番 号			発 生 年 月 日	事 案 累 点 数 積 等	執 行 日 処 分 日 数	氏 名 年 齢
			府 県	警 察 署	事 件 番 号				
月 日						年 月 日		年 月 日	歳
						前歴回点	日		
月 日						年 月 日		年 月 日	歳
~~~~~									
月 日						年 月 日		年 月 日	歳
						前歴回点	日		

注： この行政処分処理簿は、運転禁止に係る行政処分について使用する。

(その1)

再試験に係る行政処分処理票（甲）																					
被 処 分 者	本 籍																				
	住 所		(電話)																		
	勤 務 先 等		(電話)																		
	氏 名			生年	年 月 日			性別	男	女											
	免許証番号		第	号		年 月 日			公安委員会												
	免許の種類		一										二				仮				
			種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	種	大	中	普	大	け	免	大
取消しに係る免許																					
処 分 理 由	1	道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかつたことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかつたため																			
	2	道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかつたため																			
	3	再試験不合格のため																			
<input type="checkbox"/> 初心運転者講習通知 配達（交付）年月日					年 月 日																
<input type="checkbox"/> 再試験通知 配達（交付）年月日					年 月 日																
<input type="checkbox"/> 大阪府事案									<input type="checkbox"/> 他府県事案												
処 分 移 送		発	年 月 日			年 月 日															
			移 送 先																		
		受	年 月 日			年 月 日															
			移 送 元																		

注：1 処分理由は、該当番号に〇印を付する。

2 初心運転者講習通知は、当該講習を終了しなかつた者のみ記入する。

(その2)

再試験に係る行政処分処理票(乙)							
意見の 聴取	回数	通知年月日		通知方法		出頭の有無	
	1回	年 月 日		<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 郵送		<input type="checkbox"/> 出頭 <input type="checkbox"/> 不出頭	
	2回					<input type="checkbox"/> 所在不明	
	3回						
処分決定	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> その他()						
処分手配 (登録)	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日) <input type="checkbox"/> 無						
処分通知	発	年月日	年 月 日				
		通知先					
	受	年月日	年 月 日				
		通知元					
処分執行	出頭通知	年 月 日		出頭場所			
	執行	年 月 日		執行場所			
登録票	作成	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			
備考							